

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚 生 労 働 省

医 政 局 医 事 課

政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

令和 7 年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて

死亡診断書（死体検案書）の記入につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省においては、医師・歯科医師が、死亡診断書（死体検案書）記入時の参考にしていただくために、毎年「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」を策定しております。

今般、令和 7 年度版マニュアルを以下の URL に公開いたしましたので、内容を御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関等に対して周知を願います。なお、主な改訂の内容については、下表をご参照ください。

- ・厚労省 HP「令和 7 年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

なお、死亡診断書及び死体検案書の取扱いに関する Q&A について、以下の URL に公開しておりますので、併せて関係機関等に対して周知を願います。

- ・厚労省 HP「死亡診断書（死体検案書）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sibousinnda_nnsyo.html

なお、添付のとおり、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することを申し添えます。

<令和7年度版マニュアルにおける昨年度版からの主な改訂内容>

改訂箇所 ※ページ番号は令和7年度版のものです。	改訂内容 ※令和6年度版からの変更内容を説明しています。
目次の次 「ご参考：医師等の氏名欄について」	・出生届のオンライン化に係る検討結果を踏まえ更新。
P 6 「（１）一般的事項④」	・死亡診断書（死体検案書）の書式欄内に記入した内容を訂正できるのは、原則として死亡診断書（死体検案書）を作成した医師又は歯科医師本人のみであることを追記。
P 6 「（１）一般的事項④」 及び P19 「（11）「診断（検案）年月日」等③」	・記名押印は原則不可であることについて、補足内容を追記。
P36 「（３）出生証明書、死産証書（死胎検案書）の代筆について」	・氏名の欄には、代筆者ではなく最終的に確認した医師又は助産師の氏名を記載すべきであることを追記。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本歯科医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本精神科病院協会

公益社団法人全国自治体病院協議会

一般社団法人全国医学部長病院長会議

一般社団法人国立大学附属病院長会議

一般社団法人日本私立医科大学協会

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

公益社団法人全国老人保健施設協会

特定非営利活動法人日本法医学会